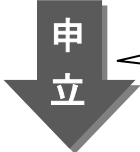


医療事故紛争に関しては専門性が高く従来では話し合いによる解決が難しいとされてきました。そこで、医療事故紛争を多く扱う弁護士と協力することにより、話し合いでの解決を目指すのが医療ADRです。

医療ADRのイメージ図

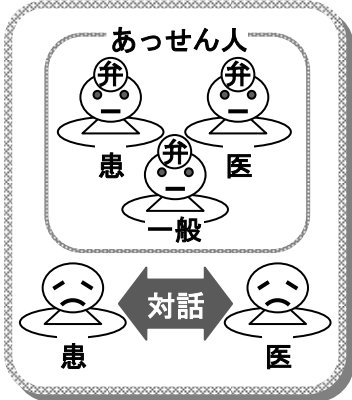
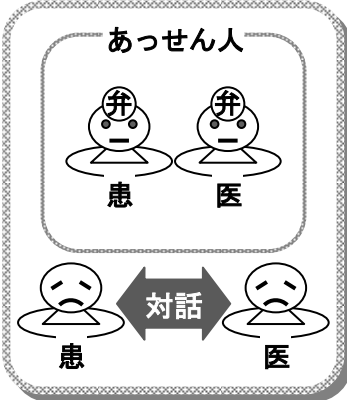
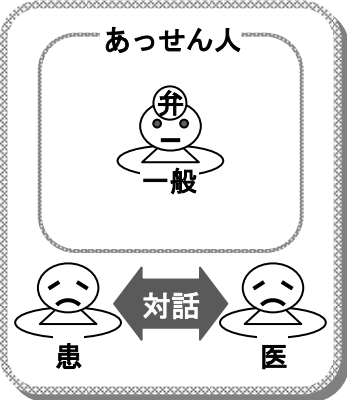


どちらの当事者からでも申立てることができます。
また、代理人弁護士を通じての申立もできます。

第二東京弁護士会 仲裁センター



私は、【手続管理者】です。
申立当事者の方と手続きについての相談をいたします。
具体的には、下の三通りの手続きから、当事者の方及び事案にふさわしい手続きを決めていただく相談等をいたします。



あっせん人
あっせん人は患者側、医療側に立つものではなく、あくまでも中立的な立場です。



私は、医療事故紛争において医療側代理人の経験が豊富な弁護士です。
私は、あっせんの経験豊富な弁護士です。
私は、医療事故紛争において患者側代理人の経験豊富な弁護士です。

医療ADR手続の説明

1 申立

医療ADRの申立は、他の通常のADRの申立手続と特に異なることはありません。ただ、1) 医療事故をめぐる事案は、高度の専門性を有することから医療弁護士（患者側・医療側）による医療特別候補者名簿を用意し、また、2) 医療事故の当事者の方が、求める内容が、① 真相究明、② 謝罪、③ 再発防止、④ 金銭的賠償などと多様であることから、事案の特性に応じた対応ができるように配慮をしています。

2 手続管理者

医療ADRの申立がなされると、仲裁センター運営委員会の委員である弁護士1名が、手続管理者となります。手続管理者は、①申立人の手続相談（制度や手続の説明を行います）、②相手方への連絡調整、手続説明、期日への出席要請、③事案にふさわしいあっせん人の選任の援助など、原則として第1回期日が開かれるまでの間、当事者の要望をお聞きしつつ、円滑に手続が進むように関与する世話役の役割を果たします。

3 あっせん人の選任

あっせん人の構成は、1名の単独制、2名の合議制、3名の合議制の3種類があります。

- 1) 単 独 制 → 一般仲裁人候補者である一人のあっせん人が、じっくりとお話をお聞きし、話し合いを促進することが必要なケース
- 2) 二人合議制 → 患者側・医療側それぞれの立場に関わることの多い医療特別候補者名簿の医療専門弁護士が、ペアになって関わることで、医療の専門性に即して、両者にとって納得できるあっせん案を提示していくことが必要なケース
- 3) 三人合議制 → 医療特別候補者名簿の二人以外に、これまであっせん事件を多く手がけている一般仲裁人候補者名簿によるあっせん一人が加わることが適当と考えられるケース

もっとも、これらは一例であり、実際には、当事者の希望や手続管理者の意見により、様々な組み合わせによって実施していきます。

また、例えば、三人合議制の場合、患者側が患者側弁護士を、医療側が医療側弁護士を、第三あっせん人を仲裁センターが選任するという方法もありますので、手続管理者とご相談下さい（ただし、利害関係開示基準に基づく利害関係がなく、また弁護士本人が承諾した場合に限ります）。

4 手続の応諾について

弁護士会の仲裁センターの手続は、相手方に強制的に参加を求めることができない手続ではありません。しかし、当事者同士の対話が行き詰まった状況の中で、第三者のあっせん人が関わることで話し合いを促進し、あるいは一定の評価を示すことで、当事者の希望や事案の特性に応じた解決を図るための手続です。是非、ご参加下さるようお願い致します。また、ご疑問などがありましたら、お気軽に手続管理者にご相談下さい。